

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

今般、日本医師会において、医療機関等に勤務する医療従事者が新型コロナウイルス感染症に罹患した際の補償制度を下記のとおり創設した旨、本会宛て連絡がありました。

本制度では、重点医療機関・疑い患者受入協力医療機関や、県から「診療・検査医療機関」の指定を受けた医療機関については、医療資格者の保険料は実質的に無料となることから、日本医師会としては医療機関に勤務する医療従事者に対する補償制度として、是非ご活用をお願いしたいとしております。

なお、本制度を活用する場合は、国の「令和 2 年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業補助金」の申請は、制度運営機関である日本医療機能評価機構が医療機関に代わって行うため、各医療機関からの個別の申請は不要となります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方よろしく願いいたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度とは

医療機関が、運営機関（公益財団法人 日本医療機能評価機構）を契約者とする本制度専用の「労働災害総合保険」に加入することにより、医療従事者が新型コロナウイルス感染症に罹患し、政府労災保険等で給付の対象となる業務災害を被った場合に補償を受けることができる制度です。

本制度では国からの補助金や日本医師会他医療団体からの寄付金を活用することで医療機関の実質的な保険料負担を軽減しています。

2. 新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度の内容

「制度のご案内」について「お知らせ欄」に掲載

3. 今後の情報提供について

◇10 月 19 日以降、日本医師会ホームページに随時提供

①医師の皆様へ：新型コロナウイルス感染症：支援制度

②医師の皆様へ：その他

◇11 月 9 日（予定）以降、日本医療機能評価機構による「新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度」特設サイトにて加入手続きを含めたご案内を予定

(医責 169・地 361)

令和 2 年 10 月 15 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日 本 医 師 会
副会長 今村 聡
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度について

令和 2 年 9 月 23 日付ご連絡「医療資格者の労災給付の上乗せを行う医療機関への補助に関連した日本医師会の支援策について」(医責 145・地 313)にてご案内しておりました「**新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度**」の制度概要についてご連絡させていただきます。

本制度では、重点・協力医療機関や、インフルエンザ流行期に備えて都道府県から「診療・検査医療機関（仮称）」の指定を受けた医療機関については、医療資格者の保険料は実質的に無料となることから、医療機関に勤務する医療従事者に対する補償制度として、是非ご活用をお願いいたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度とは

医療機関が、運営機関（公益財団法人 日本医療機能評価機構）を契約者とする本制度専用の「労働災害総合保険」に加入することにより、医療従事者が新型コロナウイルス感染症に罹患し、政府労災保険等で給付の対象となる業務災害を被った場合に補償を受けることができる制度です。

本制度では国からの補助金や日本医師会他医療団体からの寄付金を活用することで医療機関の実質的な保険料負担を軽減しています。

2. 新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度の内容

「制度のご案内」について「お知らせ欄」に掲載

3. 今後の情報提供について

◇10 月 19 日以降、日本医師会ホームページに随時提供

- | |
|---------------------------|
| ①医師の皆様へ：新型コロナウイルス感染症：支援制度 |
| ②医師の皆様へ：その他 |

◇11 月 9 日（予定）以降、日本医療機能評価機構による「新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度」特設サイトにて加入手続きを含めたご案内を予定しています。

医療機関（開設者・管理者）の皆様へ

新型コロナウイルス感染症対応 医療従事者支援制度のご案内

新型コロナと向き合う医療従事者を守るために

日本医師会

新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度創設の経緯

日本医師会では新型コロナウイルス感染者が拡大する4月から、各医療団体のご協力をいただきながら、治療の最前線で使命をもって働く医療従事者が、万一感染した場合であっても一定の収入が補償されることが重要であるとして、国に対して新型コロナウイルス感染症患者に対応した医療従事者が感染し休業した場合の支援制度（医療従事者支援制度）に対する補助を要望してきました。

また、国への要望と並行して、日本医師会に寄せられた新型コロナウイルス感染症の対応にあたる医療従事者・医療現場への支援に向けた寄附金の一部を活用した医療従事者支援制度の創設を検討してきました。

令和2年9月に厚生労働省より新型コロナウイルス感染症に対応した医療機関等への更なる支援として「医療資格者の労災給付の上乗せを行う医療機関への補助」が決定したことに伴い、「新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度」を創設することとなりました。本制度は日本医師会他医療団体からの寄附金、国の補助金を活用することにより、医療機関がより少ない負担で医療従事者に対する補償を行うことができる仕組みとしています。

新型コロナウイルス感染症への対応を行う医療機関においては、医療従事者が万一罹患した場合の収入面の不安を少しでも解消し、安心して医療に従事できるためのサポートを、少ない負担でできるメリットの大きい制度となっています。

医療団体に対して、新型コロナウイルスと向き合う医療従事者の支援として寄せられた寄附金を活用した医療従事者のための制度ですので、より多くの医療機関が本制度にご加入いただき、一人でも多くの医療従事者の安心につなげていただけますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度の目的

新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度は、新型コロナウイルス感染が長期化している状況下、社会経済と感染対策の両立を図らなければならない中で、感染や命の危険を覚悟のうえで、治療や国民の健康を守るために懸命に努力している医療従事者が、安心して医療に従事するための支援策を講じることにより、医療提供体制の維持を図ることを目的としています。

◆医療従事者の安心

新型コロナウイルス感染者が拡大し、常に感染と隣り合わせにある医療従事者が、安心して医療に従事できるように、業務に起因して新型コロナウイルス感染症に罹患した医療従事者を支援し、その家族の経済的負担を補償します。

◆医療従事者の確保

医療従事者は感染リスクが高く、感染症患者の治療にあたる医療従事者が自らの感染だけでなく、家族を含めた偏見や風評被害といったストレスが多い中で、本制度による支援を行うことにより、医療従事者の確保を支援します。

◆医療提供体制の維持

医療従事者を守ることは事業主である医療機関の責務ですが、新型コロナ感染症対策における経費増、患者数の減少等経営状況が悪化している中で、国の補助や医療団体の寄付金を活用し事業主の負担を軽減することにより医療提供体制の維持を図ります。

新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度とは

医療機関は、制度運営機関を契約者とする保険に加入し、国や医療団体からの補助金を活用することにより、負担しやすい保険料で、医療機関に勤務する医療従事者が業務に起因して新型コロナウイルス感染症に罹患した場合に休業補償を、また、万一死亡した場合には死亡補償を行う制度です。

◆医療従事者が新型コロナウイルス感染症に罹患し休業した場合の補償です

医療従事者が、業務に起因して新型コロナウイルス感染症に罹患した場合に、労災保険からの給付に加えて、20万円の休業補償一時金を、万一死亡した場合には500万円の死亡補償一時金をお支払いすることにより、医療従事者を支援し、その家族の経済的負担を補償します。

◆新型コロナウイルス感染症に限定した労災補償上乗せ保険です

医療機関経営が厳しい中で、業務災害の原因を新型コロナウイルス感染症に限定することにより、医療従事者1名あたり年間1,000円の保険料と、医療機関にとって加入しやすい保険料設定になっています。

◆国の補助・医療団体の補助が利用できます

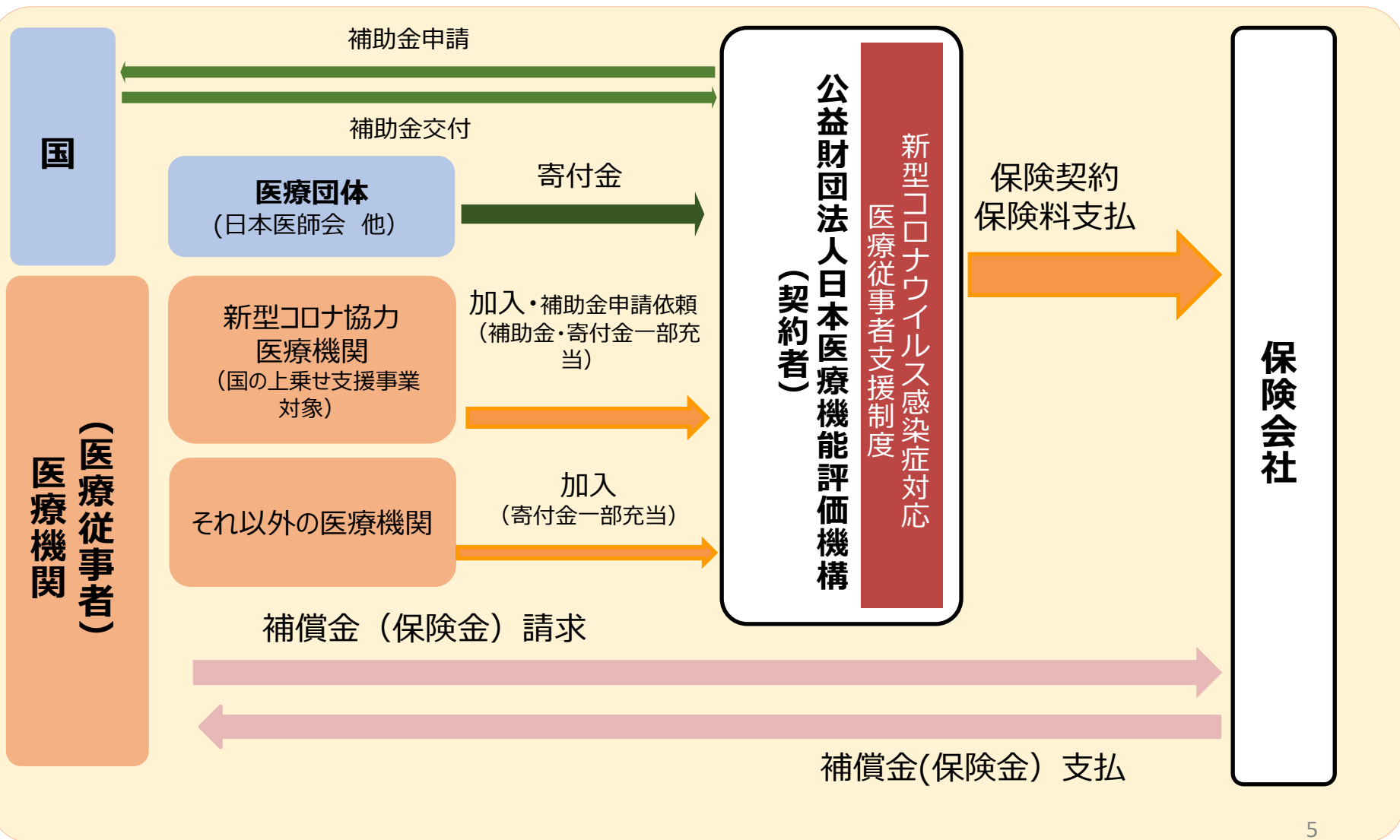
加入する医療資格者の保険料については、国の補助金（医療資格者の労災給付の上乗せを行う医療機関への補助）、医療団体からの補助金を充当することにより医療機関の負担を更に軽減しています。

◆加入手続きは簡単

インターネットから加入手続きができます。国の補助申請についても制度運営機関が代理して行います。

新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度の枠組み

医療機関は、制度運営機関を契約者とする保険に加入し、国や医療団体からの補助金を活用することにより、負担しやすい保険料で、医療機関に勤務する医療従事者が業務に起因して新型コロナウイルス感染症に罹患した場合に休業補償を、また、万一死亡した場合には死亡補償を行うことができます。



新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度の内容

■ 制度に加入できる医療機関

日本国内の次の医療機関であれば加入することができます。

・ **病院、診療所、介護医療院、助産所、訪問看護ステーション**

※ 病院・診療所については保険医療機関となります

■ 補償の対象者

◇医療機関が加入している政府労災保険等で給付の対象となるすべての医療従事者（被用者）が補償の対象となります(アルバイト、パートタイマー、臨時雇い等を含みます。)

◇医療資格者のみを対象とすることもできます。

◇医療法人の代表者・役員、個人事業主（個人診療所の開設者等）は政府労災保険の特別加入者となることにより補償の対象となります。

◇公務員災害補償法等の対象とする公務員（国家公務員は除く）も補償対象となります。

■ 補償の内容

医療従事者（被用者）が新型コロナウイルス感染症に罹患し、労災事故として認定された場合に、労災保険等からの給付に加えて

■ 4日以上休業を行った場合 **20万円**を給付

■ 死亡した場合 **500万円**を給付

■ 保険料

年間保険料は医療従事者1名あたり1,000円

医療資格者については、医療機関の区分に応じて国や医療団体からの補助金を充当することができます。

医療機関が負担する実質的な保険料（一人あたり） 補助金充当後

医療機関の種類	医療資格者		医療資格者以外
新型コロナ対応医療機関A	無料 国と医療団体の補助金充当		1,000円
新型コロナ対応医療機関B	国の補助対象者※	国の補助対象者以外	1,000円
	無料 国と医療団体の補助金充当	500円 医療団体の補助金充当	
上記以外の医療機関	500円 医療団体の補助金充当		1,000円

新型コロナ対応医療機関A

- ① 重点医療機関、協力医療機関その他の都道府県より新型コロナ患者、疑い患者の受け入れを割り当てられた医療機関
- ② 都道府県から役割を設定された帰国者・接触者外来を設置する医療機関、都道府県、政令市及び 特別区から役割を設定された地域外来・検査センター並びに都道府県から指定された発熱患者等の診療又は検査を行う医療機関（「診療・検査医療機関（仮称）」）

新型コロナ対応医療機関B

- ① 都道府県、政令市及び特別区からの依頼又は委託等により宿泊療養・自宅療養の新型コロナウイルス感染症患者に対するフォローアップ業務、受入施設での対応等に従事する医療資格者が勤務する医療機関。
※国の補助対象は、当該フォローアップ業務、受入施設での対応等に従事する医療資格者
- ② 都道府県、政令市及び特別区から役割を設定された地域外来・検査センターに出務する医療資格者が勤務する医療機関
※国の補助対象は、地域外来・検査センターに出務する医療資格者

本制度における医療資格者

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、診療工ックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、管理栄養士、栄養士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者又は当該医療機関において現に診療報酬による評価の対象となっている**看護補助者**等となります。

加入例と年間の実質的な保険料

A病院（新型コロナ対応医療機関A）

医療従事者数 1,000名（医療資格者800名、医療資格者以外200名）

加入方法 **医療資格者のみ加入**

負担保険料 0円

B病院（新型コロナ対応医療機関A）

医療従事者数 300名（医療資格者240名、医療資格者以外60名）

加入方法 **医療従事者全員加入**

負担保険料 60,000円

C病院（新型コロナ対応医療機関B）

医療従事者数 100名（国の補助対象医療資格者10名、国の補助対象外医療資格者50名、
医療資格者以外40名）

加入方法 **医療従事者全員加入**

負担保険料 65,000円

Dクリニック（新型コロナ対応医療機関A）

医療従事者数 20名（医療資格者15名、医療資格者以外5名）

加入方法 **医療資格者のみ加入**

負担保険料 0円

Eクリニック（新型コロナ対応以外の医療機関）

医療従事者数 10名（医療資格者7名、医療資格者以外3名）

加入方法 **医療従事者全員加入**

負担保険料 6,500円

制度加入募集期間と加入方法

■ 制度加入募集期間

国の補助申請期間及び医療団体からの補助金の関係から、本制度の募集期間と保険期間は以下のとおりとなります。

募集期間

保険期間

①2020年11月9日～11月25日

①2020年12月1日～2021年12月1日

②2020年11月26日～12月23日

②2021年1月1日～2022年1月1日

③2020年12月24日～2021年1月25日

③2021年2月1日～2022年2月1日

④2021年1月26日～2月15日

④2021年3月1日～2022年3月1日

■ 加入方法

◇加入申込についてはインターネットでの申し込みとなります。

◇日本医療機能評価機構の「新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度特設サイト」にアクセスし手続きを行います。特設サイトは11月9日（月）開設予定です。

◇新型コロナ対応医療機関の場合は、補助金申請も同時に行います。

◇負担保険料が発生する場合は期日までに保険料をお振込みいただきます。

制度の詳細については以下をご覧ください

日本医師会ホームページ：【医師のみなさまへ：新型コロナウイルス感染症：支援：新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度】もしくは【医師のみなさまへ：その他：新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度】

10月19日掲載

医療資格者の労災給付の上乗せを行う医療機関への補助 (新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業)

事業目的

国による直接執行 (予算額：10億円)

新型コロナへの対応を行う医療機関において、勤務する医療資格者が感染した際に労災給付の上乗せ補償を行う民間保険に加入した場合に、保険料の一部を補助することにより、医療資格者の収入面の不安等を解消して離職防止等につなげ、新型コロナ対応医療機関の運営の安定を図る。

事業内容

新型コロナへの対応を行う医療機関において、勤務する医療資格者が感染した際に労災給付の上乗せ補償を行う民間保険に加入した場合に、保険料の一部を補助する。

〔対象医療機関〕 都道府県等の要請を受けて新型コロナへの対応を行う次の保険医療機関

- ① 重点医療機関、協力医療機関その他の都道府県が新型コロナ患者・疑い患者の入院受入れを割り当てた医療機関
- ② 帰国者・接触者外来、地域外来・検査センター、診療・検査医療機関（仮称）
- ③ 宿泊療養・自宅療養の新型コロナ患者に対するフォローアップ業務、受入施設での対応等に従事する医療資格者が勤務する医療機関（③の場合、補助対象は、当該フォローアップ業務、受入施設での対応等に従事する医療資格者）
- ④ 地域外来・検査センターに出務する医療資格者が勤務する医療機関（④の場合、補助対象は、地域外来・検査センターに出務する医療資格者）

※ 医療機関の事務の簡素化のため、国への補助金の申請や保険契約の申込等を委託することも可能。

〔対象者〕 勤務する医療資格者

〔補助基準額〕 年間の保険料の一部（2分の1）、1人あたり1,000円を上限

〔対象となる労災給付上乗せ補償保険〕

以下のアを満たす民間保険（ア及びイを満たすものを含む。）

※ 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、契約を締結し、契約の始期があるもの。

- ア 休業補償：被用者が業務において新型コロナウイルス感染症に罹患して休業し、労働基準監督署の労災認定を受けた場合に、労災給付の上乗せ補償を行う保険
- イ 死亡補償又は障害補償：被用者が業務において新型コロナウイルス感染症に罹患して死亡し、又は障害が残り、労働基準監督署の労災認定を受けた場合に、死亡補償金又は障害補償金を給付する保険



新型コロナウイルス感染症対応 医療従事者支援制度

制度解説編

日本医師会版 Ver.2

内容

新型コロナウイルス感染症対応医療従事者制度の目的	3
新型コロナウイルス感染症対応医療従事者制度の経緯	3
新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度の概要	4
新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度のしくみ	4
補償金額	5
保険料	5
医療機関の掛金（補助金を控除した医療機関の実質負担額）	6
補助金について	6
新型コロナウイルス感染症対応医療機関 A	6
新型コロナウイルス感染症対応医療機関 B	7
新型コロナウイルス感染症対応医療機関以外の医療機関	7
加入できる医療機関	8
対象となる医療従事者（被用者）の範囲	8
補償の対象とならない場合	8
保険期間	8
新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度の加入手続き	9
募集期間	9
加入方法	9
加入手続き	9
加入申込書	9
国の補助金申請	10

医療従事者の人数	10
保険料	10
受付完了メールの受け取り	10
保険料の振り込み	11
申し込み手続き完了メール	11
保険金の請求手続き	11
参考	11
新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱いについて	11

新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度について

新型コロナウイルス感染症対応医療従事者制度の目的

新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度は、新型コロナウイルス感染が長期化している状況下、社会経済と感染対策の両立を図らなければならない中で、感染や命の危険を覚悟のうえで、治療や国民の健康を守るために懸命に努力している医療従事者が、安心して医療に従事できるための支援策を講じることにより、医療提供体制の維持を図ることを目的としています。

【目的 1】医療従事者の安心

新型コロナウイルス感染者が拡大し、常に感染と隣り合わせにある医療従事者が、安心して医療に従事できるように、業務に起因して新型コロナウイルス感染症に罹患した医療従事者を支援し、その家族の経済的負担を補償します。

【目的 2】医療従事者の確保

医療従事者は感染リスクが高く、感染症患者の治療に当たる医療従事者が自らの感染だけでなく、家族を含めた偏見や風評被害といったストレスが多い中で、本制度により支援を行うことにより、医療従事者の確保を支援します。

【目的 3】医療提供体制の維持

医療従事者を守ることは事業主である医療機関の責務ですが、新型コロナ感染症対策における経費増、患者数の減少等経営状況が悪化している中で、国の補助や医療団体の寄付金を活用し事業主の負担を軽減することにより医療提供体制の維持につながります。

新型コロナウイルス感染症対応医療従事者制度の経緯

日本医師会を中心に医療団体は、新型コロナウイルス感染者が拡大する 4 月から、治療の最前線で使命をもって働く医療従事者が万一感染した場合であっても一定の収入が補償されることが重要であるとして、国に対して新型コロナウイルス感染症患者に対応した医療従事者が感染し休業した場合の支援を要望してきました。

また、国への要望と並行して、医療団体に寄せられた新型コロナウイルス感染症の対応にあたる医療従事者・医療現場への支援に向けた寄附金の一部を活用した医療従事者支援制度の創設を検討してきました。

令和 2 年 9 月に、厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症に対応した医療機関等への更なる支援」が発表され、新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関への支援策の一つとして「医療資格者の労災給付の上乗せを行う医療機関への補助」が実施されることになったことを受けて、医療団体からの寄付金、国の補助金を活用することにより医療機関がより少ない負担で医療従事者に対する補償を行うことができる仕組みとして令和 2 年 10 月に「新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度」が創設されます。

新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度の概要

新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度のしくみ

医療機関が、運営機関を契約者とする本制度専用の「労働災害総合保険」に加入することにより、医療従事者が新型コロナウイルス感染症に罹患し、政府労災保険等で給付の対象となる業務災害を被った場合に補償します。本制度では国からの補助金や医療団体からの寄付金を活用することで医療機関の実質的な保険料負担を軽減しています。

運営機関＝公益財団法人 日本医療機能評価機構

公益財団法人日本医療機能評価機構は、本制度の運営機関として、医療機関の保険加入手続、保険料の徴収、国の補助金申請の代理、寄付金（寄付金補助）の管理等の制度運営業務を行います。

医療機関

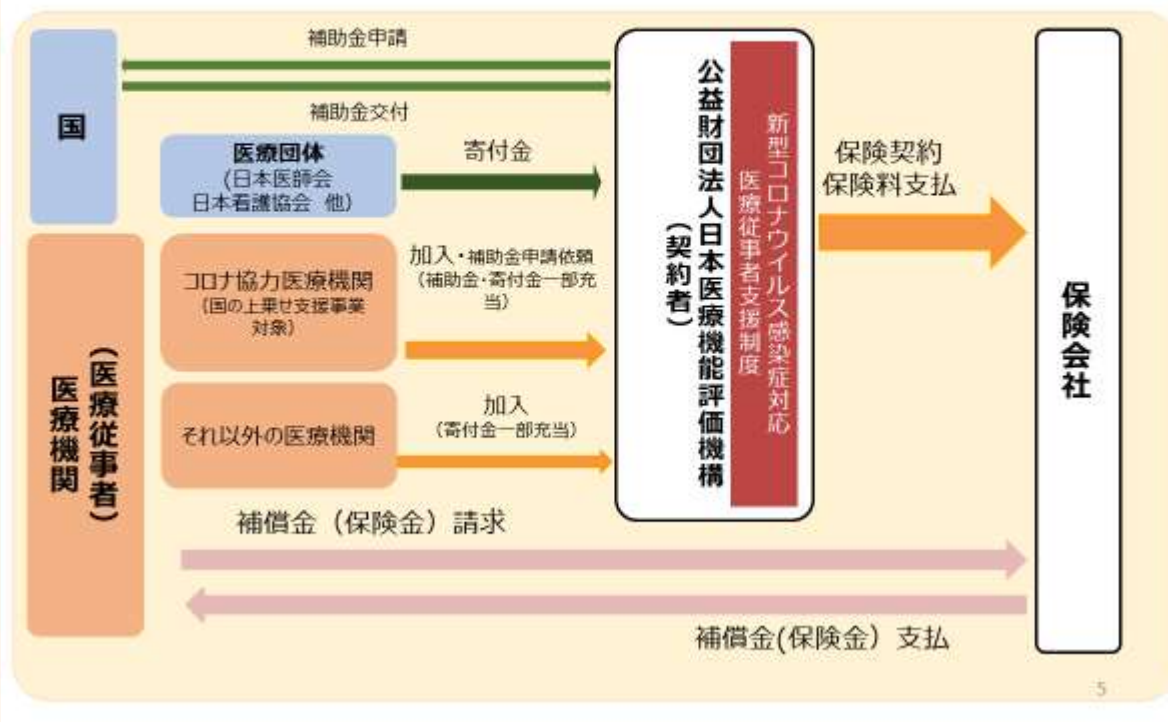
医療機関は運営機関を契約者とする本制度専用の「労働災害総合保険」に加入し、国からの補助金や医療団体からの寄付金を活用することにより、廉価な負担で、医療機関に勤務する医療従事者が業務に起因して新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の補償を受けることができます。

医療機関に勤務する医療従事者

医療機関に勤務する医療従事者は、業務に起因して新型コロナウイルス感染症に罹患し、労災認定を受けた場合に休業補償金、万一死亡した場合には死亡補償金を受け取ることができます。

新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度の仕組み

医療機関は、制度運営組織を契約者とする保険に加入し、国や医療団体からの補助金を活用することにより、負担しやすい保険料で、医療機関に勤務する医療従事者が業務に起因して新型コロナウイルス感染症に罹患した場合に休業補償を、また、万一死亡した場合には死亡補償を行うことができます。



補償の内容と補償金額

医療機関に勤務する医療従事者が業務上の事由により新型コロナウイルス感染症に罹患し、政府労災保険等の認定を受け休業4日を経過した場合に休業補償保険金を、死亡された場合に死亡補償金をお支払いします。補償金額は以下のとおりです。

補償内容	補償金額
休業補償保険金（一時金）	20 万円
死亡補償保険金（一時金）	500 万円

保険料

医療従事者 1 名あたり	1,000 円（1 年間）
--------------	---------------

補助金を充当した場合の医療機関の実質的な保険料負担

医療機関の種類	医療資格者		医療資格者以外
新型コロナ対応 医療機関 A	無料 国と医療団体の補助金充当		1,000 円
新型コロナ対応 医療機関 B	国の補助対象者※	国の補助対象者以外	1,000 円
	無料 国と医療団体の補助金充当	500 円 医療団体の補助金充当	
上記以外の 医療機関	500 円 医療団体の補助金を充当		1,000 円

国と医療団体からの補助金について

本制度では加入する医療機関・医療従事者の区分により以下の補助金を利用することができます。なお、加入時の保険料から補助金を控除することができます。

◇国の補助

令和 2 年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業補助金

◇医療団体の補助

本制度運営のために医療団体から「公益財団法人 日本医療機能評価機構」に対して寄付された財源を補助金に充当します。

新型コロナウイルス感染症対応医療機関 A

- ① 重点医療機関、協力医療機関その他の都道府県が新型コロナウイルス感染症患者・疑い患者の入院受入れを割り当てた医療機関
- ② 都道府県から役割を設定された帰国者・接触者外来を設置する医療機関、都道府県、政令市及び特別区から役割を設定された地域外来・検査センター並びに都道府県から指定された発熱患者等の診療又は検査を行う医療機関（「診療・検査医療機関（仮称）」）

医療資格者（一人あたり）		医療資格者以外（一人あたり）	
国の補助	医療団体補助	国の補助	医療団体補助
500 円	500 円	無	無
実質的な保険料負担 0 円		保険料負担 1,000 円	

新型コロナウイルス感染症対応医療機関 B

- ③ 都道府県、政令市及び特別区からの依頼又は委託等により宿泊療養・自宅療養の新型コロナウイルス感染症患者に対するフォローアップ業務、受入施設での対応等に従事する医療資格者が勤務する医療機関

※国の補助対象は、当該フォローアップ業務、受入施設での対応等に従事する医療資格者

- ④ 都道府県、政令市及び特別区から役割を設定された地域外来・検査センターに出務する医療資格者が勤務する医療機関

※国の対象は、地域外来・検査センターに出務する医療資格者

医療資格者（一人あたり）				医療資格者以外 （一人あたり）	
出務する医療資格者		出務しない医療資格者			
国の補助	医療団体補助	国の補助	医療団体補助	国の補助	医療団体補助
500 円	500 円	無	500 円	無	無
実質的な保険料負担 0 円		実質的な保険料負担 500 円		保険料負担 1,000 円	

上記以外の医療機関

医療資格者（一人あたり）		医療資格者以外（一人あたり）	
国の補助	寄付金補助	国の補助	寄付金補助
無	500 円	無	無
実質的な保険料負担 500 円		保険料負担 1,000 円	

本制度における医療資格者

本制度における補助の対象となる医療資格者は以下のとおりです。

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、管理栄養士、栄養士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者又は当該医療機関において現に診療報酬による評価の対象となっている看護補助者等

※本制度では当該医療機関において現に診療報酬による評価の対象となっている看護補助者についても医療資格者に含まれ補助の対象となります。

加入できる医療機関

日本国内の次の医療機関であれば加入することができます。

病院、診療所（歯科診療所を含む）、介護医療院、助産所、訪問看護ステーション

※病院、診療所については保険医療機関となります。

※日本医師会の会員以外でも加入できます。

対象となる医療従事者（被用者）の範囲

◇政府労災保険等で給付の対象となるすべての医療従事者（被用者）が補償対象となります。

（アルバイト、パートタイマー等を含みます）

◇医療法人の代表者、役員、個人事業主は政府労災保険の特別加入者となることにより補償対象となります。

※特別加入者の条件については労働事務組合にご確認ください。

（当初 300 名以下の医療法人の代表者、役員、個人事業主と記載しておりましたが誤っておりましたので訂正させていただきます）

◇医療資格者のみを補償対象とした場合には、上記のうち医療資格者のみが補償対象となります。

◇公務員災害補償法等の対象とする公務員も補償対象となります。（国家公務員を除く）

補償の対象とならない場合

本制度では、業務災害の原因を新型コロナウイルス感染症に罹患したことに限定しています。それ以外の業務災害については補償の対象となりませんのでご注意ください。詳細については保険約款をご確認ください。

保険期間

保険期間は 1 年間です。

新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度の加入手続き

保険期間と募集期間（申込・入金締切）

本制度は、医療機関からの加入を取りまとめ、日本医療機能評価機構を契約者とする保険となっているため、保険期間を4期に分けて募集を行います。また、国の補助金申請が令和3年2月26日となっていることから、募集については以下のとおりとしています。

募集期	保険期間	申込・入金締切
①	令和2年12月1日～令和3年12月1日	令和2年11月25日
②	令和3年1月1日～令和4年1月1日	令和2年12月23日
③	令和3年2月1日～令和4年2月1日	令和3年1月25日
④	令和3年3月1日～令和4年3月1日	令和3年2月15日

加入方法

本制度では以下の加入方法を選択することができます。

補償の対象となる医療従事者の範囲	
A すべての医療従事者	B 医療資格者のみ

加入手続き

加入手続きは、日本医療機能評価機構ホームページの「新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度」特設サイトからの手続きとなります。

※特設サイトは11月9日（月）開設予定となっています。募集①（12月1日始期）についてはスケジュールがタイトになっておりますがご了解ください。

加入手続きの流れ（予定）
①WEB上の特設サイトより申込
②申込受付メールの受信
③お支払いのご案内メールの受信
④保険料の振込
⑤申込完了メール（加入者証）の受信

加入申込

「新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度ホームページ」にある「加入申込書」画面より所定の内容を記入し加入を行います。

国の補助金申請について

本制度では、新型コロナウイルス感染症対応医療機関が加入する場合には「令和2年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業補助金」を利用することができます。補助金の申請は運営機関である日本医療機能評価機構が申請を代理し、補助金の交付先を運営機関にすることにより、事務手続き上医療機関が加入する際には、あらかじめ保険料から補助金相当額を控除することができます。

※既に上記補助金の申請は1回限りとなっているため、既に他の労災上乗せ保険等で補助金を申請されている医療機関は、重複して補助金申請をすることができません。また、本制度で補助金を利用した場合には他の保険では申請できませんのでご注意ください。

なお、上記補助金申請を行っている医療機関が本制度に加入する場合には、医療団体からの補助は適用することができます。

(例)

既に他の保険で上記補助金申請を行っている新型コロナ対応医療機関が本制度を利用する場合には医療資格者の実質的な保険料は一人当たり500円（1,000円－医療団体補助500円）

◇申請書類について

精算交付申請書（第4号様式）	インターネット申込により運営機関にて作成
申請書別紙	
厚生労働省への請求書	
「都道府県等の要請を受けて新型コロナへの対応を行う医療機関」であることを証する書類 (都道府県の指定通知書等)	医療機関にて予めご用意ください。

医療従事者の人数

◇医療従事者の人数は労災保険等の給付対象者の人数となります。非常勤の医師、パートの看護師等も人数に含めてください。

※人数については直近の労災保険申請人数（常用労働者数＋臨時労働者数）となります。

◇国の補助申請を行う場合には医療資格毎の人数が必要となります。

◇医療資格者のみを選択する場合は、医療資格者の人数となります。

保険料

加入申し込みを行うと、国の補助、寄付金補助を控除した保険料が自動計算されます。

受付完了メールの受け取り

申込が完了し、送信すると受付完了メールが送信されます。受付完了メールには保険料の明細、控除後の保険料振り込み先が記載されます。

保険料の振り込み

期日までに所定の保険料を振り込みます。

申し込み手続き完了メール

保険加入申し込み、保険料の振込が確認できましたら、申し込み手続き完了のメールが送信されます。メールには、加入者証を添付しますので、大切に保管して下さい。

補償金（保険金）の請求手続き

補償対象者の新型コロナウイルス感染が確認された場合、医療機関より請求をします。

参考

新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱いについて（引用）

新型コロナウイルス感染症（以下「本感染症」という。）に係る労災補償業務における留意点については、令和2年2月3日付け基補発 0203 第1号で通知しているところであるが、今般、本感染症の労災補償について、下記のとおり取り扱うこととしたので、本感染症に係る労災保険給付の請求や相談があった場合には、これを踏まえて適切に対応されたい。

記

1 労災補償の考え方について

本感染症については、従来からの業務起因性の考え方に基づき、労働基準法施行規則別表（以下「別表」という。）第1の2第6号1又は5に該当するものについて、労災保険給付の対象となるものであるが、その判断に際しては、本感染症の現時点における感染状況と、症状がなくとも感染を拡大させるリスクがあるという本感染症の特性にかんがみた適切な対応が必要となる。このため、当分の間、別表第1の2第6号5の運用については、調査により感染経路が特定されなくとも、業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと認められる場合には、これに該当するものとして、労災保険給付の対象とすること。

2 具体的な取扱いについて

(1) 国内の場合

ア 医療従事者等

患者の診療若しくは看護の業務又は介護の業務等に従事する医師、看護師、介護従事者等が新型コロナウイルスに感染した場合には、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の対象となること。

イ 医療従事者等以外の労働者であって感染経路が特定されたもの

感染源が業務に内在していたことが明らかに認められる場合には、労災保険給付の対象となること。

ウ 医療従事者等以外の労働者であって上記イ以外のもの

調査により感染経路が特定されない場合であっても、感染リスクが相対的に高いと考えられる次のような労働環境下での業務に従事していた労働者が感染したときには、業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと認められるか否かを、個々の事案に即して適切に判断すること。この際、新型コロナウイルスの潜伏期間内の業務従事状況、一般生活状況等を調査した上で、医学専門家の意見も踏まえて判断すること。

(ア) 複数（請求人を含む）の感染者が確認された労働環境下での業務

(イ) 顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下での業務

新型コロナウイルス感染症対応 医療従事者支援制度

医療従事者支援制度とは

新型コロナウイルス感染症に対応する医療従事者は、自身が感染する、感染の媒介者になるかもしれない不安や恐怖の中、患者の治療に従事されています。

医療従事者支援制度は、医療現場の最前線で働く医療従事者が安心して働けるよう、そして医療提供体制をしっかりと維持していただけるよう創設された制度です。



加入できる
医療機関

● 日本国内の病院、診療所（歯科診療所を含む）、助産所、訪問看護ステーション、介護医療院
※病院、診療所については保険医療機関のみご加入いただけます。

補償対象

政府労災保険等に参加している医療機関の従業員

※職員が一定数以下の医療法人の代表者・役員、個人事業主は政府労災保険の特別加入者となることにより補償の対象となります。

※公務員災害補償法等の対象とする**公務員も補償対象**となります。（国家公務員を除く）

※本制度への加入に当たっては、「すべての医療従事者を補償対象とする」、「医療資格者と診療報酬で評価の対象となる看護補助者等に補償対象を限定する」のいずれかを選択することができます。

補償内容（医療従事者1名あたり）

■ 新型コロナウイルス感染症の罹患により**4日以上休業した場合**…………… **20**万円を給付

■ 新型コロナウイルス感染症の罹患により**死亡した場合**…………… **500**万円を給付

※政府労災保険等の認定が必要となります。

実質的な保険料負担額 ※国、医療団体からの補助適用後

年間保険料（医療従事者1名あたり）**1,000円**

被保険者 \ 被用者	医療資格者等（※）	左記以外
新型コロナウイルス感染症対応 医療機関（※）	無料 ※国と医療団体の補助金充当	1,000円
上記以外の医療機関	500円 ※医療団体の補助金充当	1,000円

（※）「新型コロナ感染症対応医療機関」、「医療資格者等」の定義はWEBページをご確認ください。

※1 本制度は「令和2年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業補助金」の対象であり、制度に加入される新型コロナウイルス感染症対応医療機関の医療資格者等については、保険料の一部が国から助成されます。

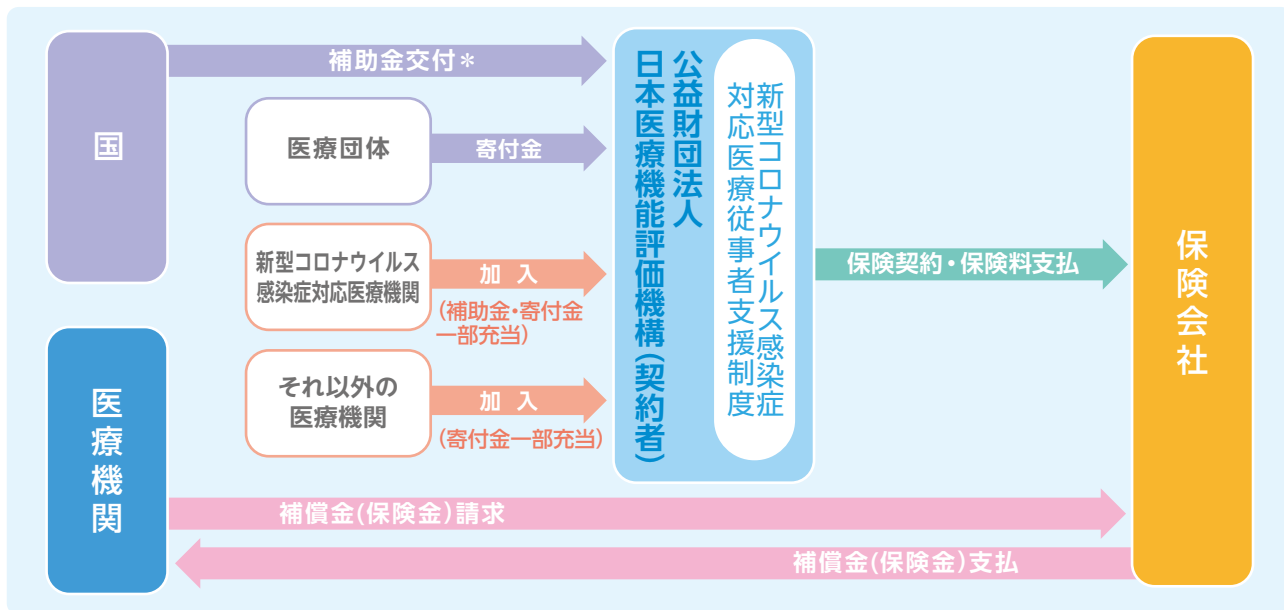
※2 上記に加え、本制度の保険料の一部には医療団体からの補助がございます。補助金の対象、補助金額の詳細、自院の保険料負担額につきましては、[裏面に記載のWEBページ](#)よりご確認ください。



公益財団法人 日本医療機能評価機構
Japan Council for Quality Health Care

新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度の仕組み

医療機関は、(公益)日本医療機能評価機構を契約者とする保険に加入することで、国からの補助金や医療団体からの寄付金を活用し、負担しやすい保険料で、医療機関に勤務する医療従事者が業務に起因して新型コロナウイルス感染症に罹患し政府労災等の認定を受けた場合に休業補償を、また万一死亡した場合には死亡補償を医療機関(被保険者)が行うことにより被る損害に対して保険金を受けることができます。なお、保険金は全額、その医療従事者(被用者)またはその遺族にお支払いいただきます。



*補助金交付については契約者が代理申請を行います。

加入例



- 職員数 300名
(医療資格者210名、医療資格者以外90名)
- 年間保険料 300,000円(300名×1,000円)
- 国からの補助金 105,000円(210名×500円)
- 医療団体からの寄付金 105,000円(210名×500円)

A病院の実質的な負担

300,000円
- 105,000円 - 105,000円
= **90,000円**

※本制度への加入に当たっては、「すべての医療従事者を補償対象とする」、「医療資格者と診療報酬で評価の対象となる看護補助者等に補償対象を限定する」のいずれかを選択することができます。

スケジュール



申し込み方法

補助金の対象・詳細・保険料の負担額やお申込みはコチラ▼

制度の詳細のご確認、申し込みについては、右のQRコードまたは下記URLより特設サイトにアクセスいただき、お手続きをお願いいたします。

<https://jcqhc.or.jp/w-comp/>

※特設サイトは11月9日(月)開設予定です。

医療従事者支援制度

検索



このチラシは、新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度(労働災害総合保険)の概要についてご紹介したものです。保険の内容は上記特設サイトをご覧ください。詳細は保険約款によりますが、ご不明の点がございましたら下記のコールセンターまでお問い合わせください。

お問い合わせ先

引受保険会社

【東京海上日動火災保険株式会社】
医療・福祉法人部 法人第一課 コールセンター

11/9(月)受付開始予定

☎ **0120-370-540**

平日10:00-17:00
(土日祝除く)

10/28(水)受付開始予定

✉ **shien2020@tmnf.jp**

※メールでのお問い合わせの際は、お名前、ご連絡先、お問い合わせ内容をご記入ください。

東京海上日動火災保険株式会社

新型コロナウイルス感染症対応
医療従事者支援制度

Q & A

Ver. 1

日本医師会版

2020 年 10 月 26 日

Q & A につきましては、適宜更新をさせていただきます。

内容

1. 制度の概要	4
1.1 どのような制度なのか	4
1.2 制度運営機関とはどのような業務を行うのか	4
1.3 制度運営機関となる公益財団法人 日本医療機能評価機構とはどのような組織ですか	4
2. 補償の内容と補償金額	5
2.1 補償の対象となるのは新型コロナウイルス感染症だけですか	5
2.2 新型コロナウイルス感染症に罹患が業務上の事由によるかどうかはどのように判断したらよいのか	5
2.3 明らかに院内感染ですが、労災認定がなければ補償の対象となりませんか	6
2.4 入院が必要ですか	6
2.5 無症状ですが院内の検査で新型コロナ陽性となり自宅療養となっていますが補償の対象となりますか	6
2.6 保険開始日以前に発症した場合には補償の対象となりますか	6
2.7 休業補償金額は休業日数に関わらず 20 万円ですか	6
2.8 1 ヶ月間休業後に死亡した場合に休業補償と死亡補償はそれぞれ対象となりますか	6
3. 保険料・補助金	7
3.1 本制度における医療資格者の定義を教えてください。	7
3.2 医療資格者の中に、看護補助者等が含まれていますが等とはどこまでが対象となるのでしょうか	7
3.3 新型コロナウイルス感染症対応医療機関 A・B の違いは何ですか	7
3.4 本制度で可能な国の補助金申請は各医療機関が個別に行う必要がありますか	8
3.5 国の補助金が認められなかった場合の保険料はどうなりますか	8

4. 加入できる医療機関	8
4.1 日本医師会の会員以外の医療機関も加入できますか	8
4.2 公立の医療機関も加入できますか	9
4.3 国立病院、国立大学付属病院も加入できますか	9
4.4 既に別の労災上乗せ保険に加入しているが、本制度にも加入可能ですか	9
5.1 個人診療所の開設者ですが、本制度の補償対象にはならないのでしょうか	9
5.2 派遣職員は補償の対象となりますか	10
6. 保険期間・募集期間	10
6.1 12月1日など、各月の1日からしか加入できないのでしょうか。途中から加入することはできますか。	10
7. 加入方法	10
7.1 医療資格者のみで加入することはできますか	10
7.2 医療資格者以外のみで加入することはできますか	10
7.3 複数の医療機関がありますが、法人で一括して申込むことができますか	10
7.4 加入者の人数はどのように申告するのですか	11
7.5 医療資格者数はどのように申告するのですか	11
7.6 複数の医療機関に勤務している者がいる場合はどうしたらよいですか。	11
7.7 保険加入時までに特別加入の手続きが間に合いませんが、医療資格者の人数に加えて加入できますか	11
8. 加入手続き	11
8.1 WEBではなく紙での加入は可能ですか。	11
8.2 医療機関番号が判らないのですが	12
8.3 新型コロナウイルス感染症対応医療機関であることの証明書類は必要ですか	12
8.4 新型コロナウイルス感染症対応医療機関 B の場合どのような書類が必要ですか	12
8.5 特別加入者を証する書類は必要ですか	12

8.6	振込手数料は医療機関負担ですか	12
8.7	領収書はもらえますか。	13
8.8	加入者証はもらえますか。	13
8.9	申込・入金を行ったが、手続きが完了しているのか知ることはできますか	13
8.10	誤って複数申込を行ってしまったのですが取消はできますか	13
9.	変更	13
9.1	新型コロナ感染症に罹患した時に特別加入の手続きが間に合いませんでしたが、途中で特別加入を見込んでいた対象者のみ解約手続きが可能ですか。	13
9.2	途中で人数の増加・減少があった場合はどうしたらよいですか。	13
9.3	医療機関の合併、廃業等があった場合はどうしたらよいですか。	13
10.	保険金の請求手続き	14
10.1	労災認定前に払うことは可能ですか	14
10.2	労災認定された場合の請求手続きはどのように行ったらよいですか。また、どの程度の期間で支払われますか	14
11.	国の補助金制度（令和2年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業）	14
11.1	国からの補助金は非常勤職員や派遣職員は対象となりますか。	14
11.2	医療法人の理事長や、個人立診療所のオーナー医師など、政府労災保険制度上、「被用者」に含まれない医療資格者は対象外となるのですか	14
12.	政府労災保険	14
12.1	政府労災保険の事を知りたいのですか	14
13.	その他	15

1. 制度の概要

1.1 どのような制度なのか

新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度は、新型コロナウイルス感染者が急増する中、国民の健康を守るため懸命に努力している医療従事者に安心して医療に従事いただくことを目的として創設された制度です。政府労災等に加入している医療機関の職員の方を対象としています。

新型コロナウイルスの罹患により、4日以上休業され、労災認定された場合 20 万円、死亡の場合 500 万円をお支払いいたします。

1.2 制度運営機関とはどのような業務を行うのですか

制度運営機関は主に以下の業務を行います。

1. 医療機関からの加入申し込み及び変更の受付
2. 本制度加入医療機関の「令和 2 年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業」における補助金申請の代理申請、補助金の受け取り
3. 医療機関からの保険料入金管理
4. 本制度補助のための医療団体からの寄付金管理
5. 本制度の保険契約者として保険会社と契約締結

1.3 制度運営機関となる公益財団法人 日本医療機能評価機構とはどのような組織ですか

公益財団法人 日本医療機能評価機構は、国民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とし、中立的・科学的な第三者機関として医療の質の向上と信頼できる医療の確保に関する事業を行う公益財団法人です。事業の一つに産科医療補償制度の運営組織として分娩機関の制度加入手続、掛金の集金、補償対象の認定、原因分析及び再発防止等の制度運営業務を行っています。

2. 補償の内容と補償金額

2.1 補償の対象となるのは新型コロナウイルス感染症だけですか

本制度では、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合のみを補償の対象としていますので、他の疾病や業務災害は補償の対象とはなりません。

2.2 新型コロナウイルス感染症に罹患が業務上の事由によるかどうかはどのように判断したらよいのですか

医療従事者が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合には、院内での感染か否かの判断は難しいため、本制度では、業務上か否かの判断は政府労災保険等の労災認定を受けた場合を業務上の事由により罹患したと判断しています。

なお、新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱いとして、令和2年4月28日に厚生労働省の通知により当分の間、業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと認められる場合には労災保険給付の対象とされています。

1 労災補償の考え方について

本感染症については、従来からの業務起因性の考え方に基づき、労働基準法施行規則別表（以下「別表」という。）第1の2第6号1又は5に該当するものについて、労災保険給付の対象となるものであるが、その判断に際しては、本感染症の現時点における感染状況と、症状がなくとも感染を拡大させるリスクがあるという本感染症の特性にかんがみ適切な対応が必要となる。

このため、当分の間、別表第1の2第6号5の運用については、調査により感染経路が特定されなくとも、業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと認められる場合には、これに該当するものとして、労災保険給付の対象とすること。

2 具体的な取扱いについて

（1）国内の場合

ア 医療従事者等

患者の診療若しくは看護の業務又は介護の業務等に従事する医師、看護師、介護従事者等が新型コロナウイルスに感染した場合には、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の対象となること

抜粋 令和2年4月28日 基補発 0428 第1号 厚生労働省労働基準局補償課長発信

2.3 明らかに院内感染ですが、労災認定がなければ補償の対象となりませんか

労災認定を受けた場合を業務上の事由によるものと判断しますので、明らかに院内感染であったとしても、労災認定がない場合には補償の対象とはなりません。

2.4 入院が必要ですか

4 日以上の休業であれば入院に限定されません。自宅療養も含まれます。

2.5 無症状ですが院内の検査で新型コロナ陽性となり自宅療養となっていますが補償の対象となりますか

労災認定され 4 日以上の休業であれば補償の対象となります。

2.6 保険開始日以前に発症した場合には補償の対象となりますか

開始日以前の発症は対象となりません。

保険開始日以降に発症した場合が補償の対象となります。例えば 12 月 1 日開始の場合は発病日が 12 月 1 日以降の場合対象となります。

2.7 休業補償金額は休業日数に関わらず 20 万円ですか

政府労災保険等の認定を受け、休業 4 日を経過した場合であれば、休業日数に関わらず補償金額は 20 万円となります。

2.8 1 ヶ月間休業後に死亡した場合に休業補償と死亡補償はそれぞれ対象となりますか

対象となります。休業補償金 20 万円と死亡補償金 500 万円が支払われます。

3. 保険料・補助金

3.1 本制度における医療資格者の定義を教えてください。

本制度における医療資格者の定義は、下記の通りです。

医療資格者等

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、管理栄養士、栄養士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者又は当該医療機関において現に診療報酬による評価の対象となっている看護補助者等とする。

3.2 医療資格者の中に、看護補助者等が含まれていますが等とはどこまでが対象となるのでしょうか

医療現場においては、看護師だけでなく看護補助者も新型コロナウイルス感染症患者の治療・療養に対応していることから、国の支援事業の対象範囲として医療資格者等となっています。従って、本制度における医療資格者についても同様としています。

なお、厚労省のQ Aで看護補助者等の解釈として以下のとおりとなっています。

「当該医療機関において現に診療報酬による評価の対象となっている看護補助者等」については、例えば、

- ・当該医療機関において現に急性期看護補助体制加算による評価の対象となっている看護補助者
- ・当該医療機関において現に医師事務作業補助体制加算による評価の対象となっている医師事務作業補助者
- ・当該医療機関において現に入退院支援加算による評価の対象となっている社会福祉士等が該当する。

3.3 新型コロナウイルス感染症対応医療機関 A・Bの違いは何ですか

新型コロナウイルス感染症対応医療機関 A は、医療機関自体が、都道府県等の要請を受けて新型コロナへの対応を行う医療機関であるのに対して、新型コロナウイルス感染症対応

医療機関Bは、医療機関自体は対応医療機関ではないが、その医療機関に勤務する医師や看護師等が新型コロナ患者受け入れ施設や地域外来・検査センター等に出務している医療機関となります。

「新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業」では、補助の対象となる医療機関等に区分されているため、本制度ではA・Bに区分していません。

3.4 本制度で可能な国の補助金申請は各医療機関が個別に行う必要がありますか

本制度に加入する場合には、国の補助金申請は、制度運営機関である日本医療機能評価機構が医療機関に代わって申請を行い、補助金を受領し保険料に充当しますので、個別の申請は不要です。

なお、申請内容に不備・漏れがあると日本医療機能評価機構が補助金申請・受領ができませんのでご注意ください。

3.5 国の補助金が認められなかった場合の保険料はどうなりますか

加入申し込み時点で不備がなければ予め補助金を控除して保険料をお支払いいただきます（医療資格者の場合、負担は0円）。運営機関である日本医療機能評価機構が医療機関に代わって申請を行いますので、既に補助金が給付されていた等の理由で補助金が給付されない場合は、別途請求をさせていただくことになります。

4. 加入できる医療機関

4.1 日本医師会の会員以外の医療機関も加入できますか

日本国内の病院、診療所（歯科診療所）、介護医療院、助産所、訪問看護ステーションであれば、日本医師会の会員でなくても加入することができます。（病院、診療所は保険医療機関が加入対象となります）

4.2 公立の医療機関も加入できますか

開設者が地方自治体である医療機関も加入することができます。なお、地方公務員の場合は公務災害に認定された場合がお支払いの対象となります。なお、国家公務員は補償対象外となります。

4.3 国立病院、国立大学付属病院も加入できますか

独立行政法人国立病院機構である国立病院や国立大学法人である国立大学付属病院は政府労災保険に加入していますので、本制度に加入することができます。なお、国家公務員は補償対象外です。

4.4 既に別の労災上乗せ保険に加入しているが、本制度にも加入可能ですか

医療機関が民間保険会社等で販売している既存の労災上乗せ保険に既に加わっている場合、本制度に加入することは可能です。

ただし、既に国の「労災給付上乗せ補償保険加入支援事業国の補助」を申請（給付）されている場合は、本制度において国の補助金適用にはなりません。

5. 補償の対象となる医療従事者の範囲

5.1 個人診療所の開設者ですが、本制度の補償対象にはならないのでしょうか

医療機関が加入しても、個人診療所の開設者は労災保険上、事業主であり被用者ではないため、労災保険の適用となりませんので補償の対象にはなりません。なお、個人診療所の開設者等も労災保険の特別加入者となっている場合には補償の対象となります。特別加入の手続きについてはホームページを参照ください。

※個人診療所の開設者等、政府労災保険の対象外であっても、例えば、都道府県や地区医師会が開設する地域外来・検査センターに出務しており、同地域外来・検査センターが労災保険に加入しかつ本制度に加入している場合には、労災の認定が出た場合補償の対象となります。

5.2 派遣職員は補償の対象となりますか

派遣職員は補償の対象とはなりません。

医療機関が加入している政府労災保険等で給付の対象となる被用者が本制度の補償対象となることから、派遣職員は医療機関に勤務しているものの、医療機関の被用者ではなく派遣元会社にて労災保険の手続きをしているため補償の対象外となります。

※派遣会社が本制度に加入することはできません。

6. 保険期間・募集期間

6.1 12月1日など、各月の1日からしか加入できないのでしょうか。途中でら加入することはできますか。

各月1日からの加入となり、途中からの加入はできません。所定の募集期間までに加入手続きおよび入金が完了しない場合には次回の募集期間でのお取り扱いとなります。

7. 加入方法

7.1 医療資格者のみで加入することはできますか

可能です。

医療資格者のみ全員（事務職を対象外とする）お申込みは可能です。ただし、一部の医療資格者とすることはできません。

7.2 医療資格者以外のみで加入することはできますか

できません。

7.3 複数の医療機関がありますが、法人で一括して申込みことができますか

申込は医療機関ごとになります。複数の医療機関を加入する場合にはお手数ですが、医療機関ごとに加入手続きをお願いいたします。

なお、保険料の支払いについて一括入金を希望する場合は、コールセンターに該当の申込番号をお知らせください。

7.4 加入者の人数はどのように申告するのですか

直近の労災保険の人数から申告ください。

直近の「労働保険料算定基礎賃金等の報告書」に常用労働者、臨時労働者、合計が記載され1か月平均使用労働者数が記載されていますのでその人数を申告いただきます。

※不明の場合には直近月の使用労働者数でも構いません。

7.5 医療資格者数はどのように申告するのですか

国の補助金申請には医療資格者ごとの人数が必要となるため、医療機関に勤務する医師、看護師等資格者ごとの人数を申告いただきます。

なお、医療資格者の人数は、使用労働者数合計の内訳となるように算出してください。

7.6 複数の医療機関に勤務している者がいる場合はどうしたらよいですか。

医療機関毎の申請は1回のみですが、1人の医療従事者の方が複数の医療機関にお勤めの場合、複数の医療機関で人数にカウントし、申請が可能です。

7.7 保険加入時までには特別加入の手続きが間に合いませんが、医療資格者の人数に加えて加入できますか

開設者等が特別加入の予定がある場合には、医療資格者の人数に加えて加入手続きをしてください。万一、新型コロナウイルス感染症に罹患した時に特別加入者となっていれば補償の対象になります。

8. 加入手続き

8.1 WEBではなく紙での加入は可能ですか。

WEBのみでの加入となります。

8.2 医療機関番号が判らないのですが

都道府県番号（2桁）＋点数表番号（1桁）＋医療機関番号（7桁）となります。

都道府県番号は都道府県番号表をご覧ください。点数表番号は医療機関の場合、「1」で、健診機関の場合、「2」となります。7桁の医療機関番号は厚生局のHPをご確認ください

8.3 新型コロナウイルス感染症対応医療機関であることの証明書類は必要ですか

国の補助金申請を行うために、「都道府県等の要請を受けて新型コロナへの対応を行う医療機関等」であることを証する書類（都道府県の指定通知書等）の写しが必要となります。既に証明する書類を交付されている場合は当該書類を、まだ交付を受けていない場合には都道府県に交付を依頼してください。

8.4 新型コロナウイルス感染症対応医療機関 B の場合どのような書類が必要ですか

医療機関自体は新型コロナ対応医療機関ではないので、以下の書類をお取付ください。

- ① 都道府県、政令市及び特別区から、宿泊療養・自宅療養の新型コロナウイルス感染症患者に対するフォローアップ業務、受入施設での対応等に従事する医療資格者の勤務する医療機関であることを証するもの
- ② 地域外来・検査センターから、出務する医療資格者の勤務する医療機関であることを証するもの

8.5 特別加入者を証する書類は必要ですか

必要ありません。特別加入者は加入する医療従事者の人数に加えてください。

8.6 振込手数料は医療機関負担ですか

医療機関負担となっていますのでご了承ください。

8.7 領収書はもらえますか。

お振込のみの取り扱いとなるため、領収証は発行いたしません。振込の際の振込明細を保存ください。領収証が必要な場合は個別にコールセンターにお問い合わせください。

8.8 加入者証はもらえますか。

入金後にメールにて送付される手続き完了のお知らせが加入者証となります。

8.9 申込・入金を行ったが、手続きが完了しているのか知ることはできますか

該当のお申込番号をお知らせ下さい。

コールセンターにて確認のうえ、確認結果を登録のメールアドレス宛にご連絡させていただきます。

8.10 誤って複数申込を行ってしまったのですが取消はできますか

取消を希望の申込番号をお知らせください。

9. 変更

9.1 新型コロナウイルス感染症に罹患した時に特別加入の手続きが間に合いませんでしたが、途中で特別加入を見込んでいた対象者のみ解約手続きが可能ですか。

一部解約はできません。

9.2 途中で人数の増加・減少があった場合はどうしたらよいですか。

変更手続きは不要です。

9.3 医療機関の合併、廃業等があった場合はどうしたらよいですか。

補助金等の返戻手続きが必要になりますので、コールセンターにお知らせください。

10. 保険金の請求手続き

10.1 労災認定前に払うことは可能ですか

労災認定が保険金支払いの要件となりますので、労災認定を受けた後のお支払いになります。

10.2 労災認定された場合の請求手続きはどのように行ったらよいですか。また、どの程度の期間で支払われますか

現在調整中のため追って WEB ページに掲載いたします。

11. 国の補助金制度（令和2年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業）

11.1 国からの補助金は非常勤職員や派遣職員は対象となりますか。

新型コロナ対応医療機関が加入する政府労災保険等の被用者である医療資格者が補助金の対象となるため、非常勤職員は対象となりますが、派遣職員は対象外となります。

11.2 医療法人の理事長や、個人立診療所のオーナー医師など、政府労災保険制度上、「被用者」に含まれない医療資格者は対象外となるのですか

政府労災保険において「被用者」に含まれない医療資格者についても、労災保険の特別加入制度により労災保険に加入している方は、本補助金の対象となります。

12. 政府労災保険

12.1 政府労災保険の事を知りたいのですか

厚労省のホームページ Q&A をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/faq/rousaihoken/index.html

1 3. その他
